

# 特定非営利活動法人

## 日本交流分析協会倫理綱領

### 第1章 総則

第1条（目的） この綱領は、特定非営利活動法人日本交流分析協会会員（以下会員という）が協会組織の構成員として守るべき行動規範および業とするか否かを問わず交流分析士資格に基づいて行うノンクリニカル領域の専門的援助行為における倫理基準を定めたものである。

第2条（使命） 会員は日常の活動において、人間関係が基本になることを自覚し、自ら健全な心身の保持に努めるとともに、人間尊重を基本理念として家庭、地域、職場、社会の場で人間関係の円滑化や問題解決を図ることを使命とする。

2. 会員は、交流分析理論を活用した相談、カウンセリング、教育および理論研究等によって人々の自己実現や成長を支援し、社会の発展に貢献する。

第3条（責任） 会員はその使命の達成にふさわしい識見と技量を保持し、人格の涵養に努めなければならない。

### 第2章 会員の行動規律

#### 第1節 一般原則

第4条（基本的立場） 会員は基本的人権を尊重し社会貢献に寄与することを旨とする。したがってどの分野の活動においても基本的立場を保持するよう努めなければならない。

2. 会員は、その使命に鑑み、交流分析士の資格を使って自らの業務を行う場合は、個人面談及び個人に関わる環境に対しても援助活動を行うものである。組織にあっては人事・総務などと連絡する他、産業医、精神科医などと連携をとり対象者への援助を行う。

3. 会員は交流分析理論及び人間行動科学を基に自己の人間性を高め、自律性を持つて行動し、組織活性化、青少年の健全育成、生涯学習など人間関係の改善や向上を促す。

4. 会員は協会構成員として協会の基本規程である定款、組織規程、会員資格認定規程、日本交流分析協会倫理綱領を遵守しなければならない。

第5条（職務規律）指導会員以上の資格を保有する会員は、その資格に対応して協会が定めた範囲で相談、カウンセリング、教育研修などを行うことができる。

2. 会員は交流分析士の資格を使って自らの業務を行う場合は、基本的人権を尊重し、人種、信条、信教、性別、年齢、社会的身分又は、門地により、政治的経済的、社会的関係においていかなる差別をもしてはならない。  
常に公正な態度をもって職務を行い、その信頼を保持しなければならない。

3. 会員は他者に対する人格または人権にかかわる言動または公序良俗に反する行為を行なったり、その行為をする者に加担してはならない。

4. 会員は自己の資格を貸与するなど、その職務に関連して品性と信用を損なう行為をしてはならない。

5. 職務権限を有する会員が他の会員を対象にした職務を行う場合は、その権限を利用して、売買貸借、性的関係などの個人的関係および取引関係を持ってはならない。

6. 会員は当協会の名前を利用して会員の確保、普及の為に行なう教育研修、講演等で不当なる価格をもって利益を得てはならない。

第6条（知的所有権・秘密保持）会員は、当協会の講習会、研修会などで知りえた資料等を他に使用する場合は著作権保護上の定めに応じた手続きを取らなければならぬ。

2. 相談・援助などで得た知的財産や事例、共同研究で得た資料は、関係者の了解、許可なく使用し権利化してはならない。

3. 当協会の文献や資料は、当協会が認める事業においてはその限りではないが、個人的な著書に引用する場合は、書面をもって理事会の許可を得て出典を明示しなければならない。

4. 当協会の事業運営上の機密事項および協会の不利益となる事項を他に漏らして

はならない。

第7条（専門家の尊重・自己研鑽義務）会員は職務を行うにあたっては自己の能力の限界を自覚し、必要に応じて他の分野の専門家による協力を受けるほか、専門家の紹介やそれへの委嘱を行わなければならない。

2. クリニカルの領域において交流分析を使って職務又は活動を行う事を禁止する。専門医に協力して活動する場合でも、あくまでも専門医の指示によるものに限る。

3. 会員は自らの技能の研鑽に勤め、進んでスーパーバイズを受けなければならぬ。

4. 会員は交流分析の知識、技能だけでなく、周辺理論の知識・技能を深め応用研究を通じて、協会の活動と交流分析の普及につとめなければならない。

5. 社会、地域、企業、教育等の分野の動向に关心を払い、専門家としての能力を高めるように努めなければならない。

## 第2節 契約

第8条（守秘義務）会員は職務上知りえた秘密を正当な理由なく他人に漏らしたり利用してはならない。

2. 交流分析の事例発表にあたっては他人のプライバシーなど、個人の問題が他人にさらされないように充分に留意し、相談者、援助者が特定されないように配慮しなければならない。

3. 会員は指導教育にあたる場合にも、守秘義務の重要性を、被研修者に対して周知徹底させなければならない。

第9条（危機解除義務）会員は交流分析に関する相談・援助・教育を行っている時、日常生活に支障をきたす問題に遭遇した場合、またその危険性を感じた場合は直ちに相談・援助・教育をとりやめ、危険防止と回避に努めなければならない。

第10条（安易な請負の禁止）交流分析に関する相談・援助・教育を行う者は、自ら交流分析を理解し、自己開示することが原則であり、相手又はその関係者に過大な期待を持たせてはならない。

第11条（私的感情の排除）会員は私的感情が相手との間に生じ職務の遂行に支障をきたす恐れがある場合には、速やかに相談・援助・教育を中止するか、他の指導会員に依頼しなければならない。

第12条（配慮義務）会員は職務を行うにあたり、対象者の心身に不必要的負担を与えること、苦痛や不利益をもたらすようなことをしてはならない。

### 第3節 組織に関して

第13条（安全配慮義務への協力）会員は企業、団体等が構成員に対して行う安全配慮義務を、契約関係にある企業、団体などに対して促進するよう協力を要請しなければならない。

2. 会員は職務を遂行するにあたって、社員が相談・援助が受けられる適切な場所と必要な時間について配慮するように、契約関係にある企業、団体等に要請しなければならない。

第14条（利益の相反）会員は契約関係にある企業などに対して、相談・援助者としての社会的地位にふさわしい注意義務を負うものとする。

2. 会員は契約関係にある企業などと相談・援助者との間に利益が相反するおそれがある場合には、それぞれに対してその事情を説明しなければならない。

3. 会員は利益の相反が生じた場合において、契約関係にある企業などから相談・援助者に関する情報の提供の要求があった時は、相談・援助者の利益と保護を優先しなければならない。但し、企業などの要求が社会通念上不当でない場合には、法令に定められている事業主等の義務を充足する範囲の情報を提供しなければならない。

第15条（紛争の防止）会員は、その職務の遂行に関連して、関係者の名誉と信頼を損なうような行為をしてはならない。又、相談者・援助者・その他の当事者との信頼関係を保持するように努めなければならない。

2. 会員は相談者・援助者又は、関係者との間で紛争が生じた場合には、信義をもって誠実に対処して早期解決にあたらなければならぬ。

## 第3章 組織秩序・懲罰

第16条（協会の職務）会員が協会の組織規程、支部運営要綱上の職務を担当する場合は、組織責任者の指示に従い専念するとともに、組織の秩序を維持しなければならない。

2. 職務に関し正当な理由なく自らに対する利益導入を計り、または不正行為をしてはならない。

第17条（倫理委員会の設置）当協会に倫理委員会を置く。

2. 前項の倫理委員会に関する事項は別に定める。

第18条（懲戒処分）当協会の会員が、本倫理綱領に違反したとき、または会員資格認定規程 8(認定資格失効)に基づき資格が失効されたときは、その実情に応じて懲戒処分を行なう。

2. 懲戒処分は以下とする。

- (1) 除名相当
- (2) 役職解任
- (3) 資格降格
- (4) 交流分析士職務停止・制限
- (5) 訓戒

3. 懲戒処分は倫理委員会で審議決定し、理事長がこれを執行する。

4. 会員は、倫理委員会において弁明の機会を与えられる。また、裁決について異議あるときは理事長に再審査をもとめることができる。

理事長は、再審査の請求があったときは、倫理委員会に再審査させなければならぬ。

## 付則

- 1. 1999年11月1日 施行
- 2. 2002年12月1日 改定
- 3. 2005年10月1日 改定
- 4. 2011年4月1日 改定